

特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数の算出方法について



特定技能制度及び育成労制度の受入れ見込数の算出方法について

○現行(特定技能)の受入れ見込数が令和6年度から令和10年度までの設定であるため、令和10年度末を基準時点とし、分野ごとに算出。

(A)必要就業者数: 産業需要等を踏まえた基準時点の必要就業者数
(B)就業者数: 基準時点の就業者数(経過措置中の技能実習生を含む。)

※(F)②イ参照。

(C)人手不足数: $C = A - B$

(D)生産性向上: 基準時点までの生産性向上の取組による省人化(人材確保相当数)を推計

(E)国内人材確保: 基準時点までの高齢者、女性等の就業促進や待遇改善の取組による国内人材確保数を推計

※A、D及びEは、業務区分等の追加のない既存分野では、令和6年3月の受入れ見込数設定時に算出しており、基本的にはその数値となる(当該分野に係る政府計画において目標の変更等がある場合は変更し得る。)。

(F)受入れ見込数: 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人手不足が深刻な分野に外国人を受け入れることから、 $F = C - (D + E)$

今次設定においては、特定技能と育成労それぞれの受入れ見込数で構成

①特定技能

ア 既存分野では、令和6年3月に設定した受入れ見込数が基礎

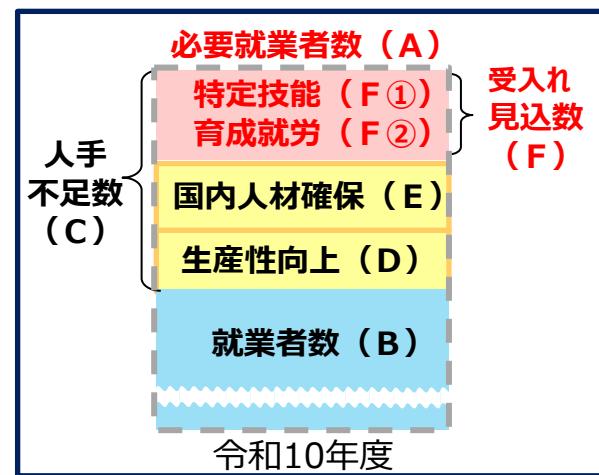
イ 新規分野や業務区分等の追加がある分野(追加に係る部分)では、令和8年度から令和10年度までの3年間の受入れ見込数を算出

②育成労

ア 令和9年度から令和10年度までの2年間の受入れ見込数を算出

イ 技能実習生の受入れがある既存分野では、基本的に、基準時点に推計される技能実習生数は育成労での受入れに替わると想定(経過措置により技能実習で入国・在留する者は含まない。)

※分野の特性を踏まえ、特定技能・育成労の構成比を調整する場合あり。



參 考 資 料

特定技能制度の受け入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）

受け入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受け入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受け入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受け入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受け入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受け入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受け入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

令和6年4月からの受け入れ見込数等

(人)

| | 介護 | ビルクリーニング | 工業製品製造業 | 建設 | 造船・舶用工業 | 自動車整備 | 航空 | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 飲食料品製造業 | 外食業 | 自動車運送業 | 鉄道 | 林業 | 木材産業 | 合計 |
|----------------------------|---------|----------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 特定技能1号在留者数（令和5年12月末現在：速報値） | 28,400 | 3,520 | 40,069 | 24,433 | 7,514 | 2,519 | 632 | 401 | 23,861 | 2,669 | 61,095 | 13,312 | | | | | 208,425 |
| 制度開始時の受け入れ見込数 | 60,000 | 37,000 | 31,450 | 40,000 | 13,000 | 7,000 | 2,200 | 22,000 | 36,500 | 9,000 | 34,000 | 53,000 | | | | | 345,150 |
| 令和5年度末までの受け入れ見込数（※1） | 50,900 | 20,000 | 49,750 | 34,000 | 11,000 | 6,500 | 1,300 | 11,200 | 36,500 | 6,300 | 87,200 | 30,500 | | | | | 345,150 |
| 令和6年4月から5年間の受け入れ見込数（※2） | 135,000 | 37,000 | 173,300 | 80,000 | 36,000 | 10,000 | 4,400 | 23,000 | 78,000 | 17,000 | 139,000 | 53,000 | 24,500 | 3,800 | 1,000 | 5,000 | 820,000 |

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受け入れ見込数。

※2 受け入れ見込数が増加することを踏まえ、受け入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。